

平成 17 年 10 月 28 日
川崎市アスベスト対策会議

アスベストの除去等対策工事への融資制度等について

1 個人住宅への融資制度について

川崎市では、11月1日より個人住宅のリフォーム融資制度の対象工事としてアスベストの除去などの対策工事を行った場合も融資対象とすることとしました。
詳しくは、添付資料をご覧ください。

2 アスベストに関する環境濃度調査結果について

平成 17 年 8 月、9 月に各区及び沿道の 8 か所で行った環境濃度の調査結果について報告します。

測定場所	川崎区（田島町）	幸区（戸手本町）	中原区（小杉町）	高津区（溝口）
本 / ㍒	0.41	0.34	0.28	0.47

測定場所	宮前区（宮前平）	多摩区（登戸）	麻生区（百合ヶ丘）	沿道（池上）
本 / ㍒	0.32	0.45	0.46	0.53

現在、環境中のアスベスト濃度に対する基準はありません。
[参考：大気汚染防止法に規定される石綿に係る敷地境界基準 10 本 / ㍒]

（問い合わせ先）

融資制度について

まちづくり局市街地開発部住宅整備課 安部
電話：200 - 2744 内線：36502

環境濃度について

環境局公害部環境対策課 岩瀬
電話：200 - 2515 内線：30201

川崎市民間住宅リフォーム資金融資制度

アスベストの除去等の対策工事も 新たに対象となりました！

アスベストの飛散に伴う健康被害の危険性が社会問題となっております。そこで、川崎市では個人住宅のリフォーム融資制度の対象工事としてアスベストの除去などの対策工事を行った場合も新たに融資対象とすることとなりました。

1 対象要件

- ① 川崎市内にある住宅
- ② 建築基準法やその他の関係法令に適合する住宅
- ③ 前年の年間総所得金額が1200万円以下の方
- ④ 融資を受ける住宅を所有し住んでいる方か、その方と同居する3親等以内の血族又は婚姻の方
- ⑤ 天井や壁、床、屋根等にアスベスト含有建材を使用している住宅における除去等対策工事及び同工事の実施に関連する改修工事（アスベストが含有していることを証明する書類または石綿障害予防規則に伴う労働基準監督所長への届出の写しが必要です。）

2 融資条件

- ① 融資限度額 300万円
- ② 融資利率 長期プライムレート+0.4%
- ③ 返済期間 10年以内
- ④ 返済方法 元利均等月賦返済

3 申込み先

財団法人川崎市まちづくり公社 総務部管理課
〒210-0006 川崎市川崎区砂子1丁目2番地4
TEL044-211-7851

4 取扱金融機関

- ・横浜銀行の市内各支店
- ・川崎信用金庫本店及び市内各支店
- ・中央労働金庫の市内各支店
- ・セレサ川崎農業協同組合本店及び市内各支店

5 制度所管課

川崎市まちづくり局市街地開発部住宅整備課
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
TEL044-200-2997

